

新潟市地球温暖化対策実行計画（第5期市役所率先実行版） 策定業務委託仕様書

1. 名称

新潟市地球温暖化対策実行計画（第5期市役所率先実行版）策定業務委託

2. 目的

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）」（以下、「実行計画」という。）を策定している。現行計画は平成25年度から30年度までの6年間の第4期計画期間とし、環境マネジメントシステムに基づく進行管理のもと、本市の事務事業における地球温暖化対策を推進してきたところである。

一方政府は、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量の削減目標は2030年度までに2013年度比で40%減とした。

本市では現行計画期間の目標（2012年度比5%減）は達成している状況であるが、職員等の省エネ行動は概ね定着し、現行の延長での取組みではこれ以上の大幅な削減は難しい。

次期実行計画の策定にあたり、政府の目標等に遜色のない削減量を目指し、温室効果ガス排出量の削減目標や、目標達成に向けた抜本的で実効性のある削減方策、計画を全庁的に推進していくことを目的に、本策定業務を委託する。

3. 第5期計画期間

平成31年度～36年度（2019年度～2024年度）予定

4. 業務内容

第5期実行計画の策定にあたっては、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に準拠し、第4期実行計画の進捗状況等を評価、分析し、課題の抽出を行うとともに、官公庁や類似自治体、民間企業等における省エネルギー対策動向等を踏まえつつ、本市の現状と将来動向に適した計画となるよう第5期実行計画の策定を行う。また併せて計画策定後の管理体制の構築や適切な進捗管理を行うための体制等を検討・立案する。

（1）第5期実行計画策定全体業務と役割分担

No	業務内容	業務実施者
1	計画の基本的事項、背景・意義の整理	新潟市
2	庁内エネルギーデータ等の集計	新潟市
3	温室効果ガスの排出状況の把握	新潟市
4	温室効果ガス排出状況の分析、課題の整理	受託者
5	具体的な省エネルギー対策の整理	受託者

		(抜粋) における省エネルギー等対策の現状把握	
6	温室効果ガス排出削減に向けた取組みおよび展開方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー診断結果を踏まえた重点対策施設への省エネルギー等対策計画の立案 重点対策施設以外のグループ施設（抜粋）における実施可能な省エネルギー等対策の検討 グルーピングされた類似施設への具体的省エネルギー対策の立案 対策による削減ポテンシャルの算定 	受託者
7	計画の削減目標等の設定	<ul style="list-style-type: none"> 国の目標との整合 温室効果ガス削減ポテンシャルの算定値積み上げ 	受託者
8	目標達成に向けた基本的方向の検討等	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に対策を展開していくための方策を検討 目標年度に向けたロードマップの作成 	受託者
9	計画の進捗管理の仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> 現状の温暖化対策本部やISO14001自己適合体制の整理 効率的な推進体制の検討、提案 効率的なデータの管理・集計方法等の立案 短期的、中長期的PDCAの仕組みの検討、提案 	受託者
10	庁内の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> No1～9を実施するための庁内合意の形成 全庁的検討会議の設置および開催 	新潟市

(2) 委託業務内容

①第4期実行計画の進捗状況及び温室効果ガス排出量の動向等の評価・分析【No. 4】

本市が整理する施設カテゴリや直近の温室効果ガスの排出状況を踏まえ、施設の利用特性・エネルギー使用状況を分析し、施設の類似性を踏まえてグルーピングを実施する。各グループに応じて、今後の省エネルギー等対策を進めていくための課題を整理する。

②具体的な省エネルギー対策と展開方法の検討【No. 5】

②-1 市有施設への省エネルギー診断の実施

本市が指定する重点対策施設（1,000㎡以上、築10年以上の既存施設3施設）について、省エネルギー診断を実施し、設備改修や運用改善等の省エネルギー等対策を整理する。省エネルギー診断の結果として整理する主な項目は、以下のとおりである。

ア 重点対策施設において想定される省エネルギー対策（設備改修、運用改善等）

イ 省エネルギー等対策における温室効果ガス排出量削減効果

ウ 省エネルギー等対策における概算金額の算出

なお現在想定している重点対策3施設は以下のとおり。

施設名	延床面積（㎡）	経過年数
東区役所	32,209.63	24
江南区役所	6,834.29	27
鳥屋野総合体育館	12,476.81	38

②-2 市有施設における省エネルギー等対策の現状把握

本市が提供する1,000㎡以上、築10年以上の既存施設（上記②-1で指定する施設を除く）について、現在の省エネルギー等対策の現状を把握し、実施可能な省エネルギー等対策を整理する。

（現状把握の提案例：施設管理状況等に関するアンケートやウォークスルー調査の実施等）

③温室効果ガス排出削減に向けた取組みの検討【No. 6】

①②の内容を踏まえ、それぞれが属するグループにある他の類似施設において、今後実施可能な具体的かつ実効性のある省エネルギー等対策の展開方法について立案する。

あわせて、これらの省エネルギー等対策において期待される温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルを算定する。

④第5期実行計画の削減目標等の設定【No. 7】

地球温暖化対策として、国が目指す2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標である40%削減（2013年度比）に遜色ない目標とするための目標値を設定する。

この目標値の設定においては、ここまで検討してきた温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル等を踏まえて検討する。

⑤目標達成に向けた基本的方向の検討およびロードマップの作成【No. 8】

本市の立地特性や公共施設のファシリティマネジメント等を踏まえ、今後、省エネルギー等対策を計画的に展開していくために、基本的方向性（どの施設・グループ等から、ソフト面・ハード面のアプローチ等）を整理するとともに、それに基づく温室効果ガス排出量の削減に向けたロードマップを作成する。

⑥計画の進捗管理の仕組みの検討【No. 9】

現在、本市で取り組んでいる地球温暖化対策の体制や、これまで実施してきた進捗管理方法を踏まえ、今後、全庁的な取組としていくための推進体制を検討する。

また、管理、実践について、短期（単年度）、中期（計画期間）、長期（目標年度まで）の視点を踏まえたP D C Aの仕組みの考え方を整理するとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」における特定事業者にかかる定期報告および各種措置との関係性も踏まえた、地球温暖化対策実行計画（率先実行版）における効果的かつ効率的なデータの管理・集計方法等についても立案する。

5. 業務委託期間

契約日の翌日から平成31年2月14日まで

6. 業務の進め方

- (1) 本業務を行うにあたり、受託者は、業務責任者及び本市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主担当者を配置すること。なお病気等のやむを得ない理由により、業務責任者または主担当者等の作業担当を変更するときは、書面により本市に提出すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主担当者は本市と常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 業務にかかる打合せは、業務着手時、中間取りまとめ時、最終取りまとめ時を含み最低3回以上実施するものとし、その結果については受託者が打合せ記録を作成し、本市の確認を受けなければならない。
- (4) 主担当者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、受託者と本市でその都度協議のうえ、決定するものとする。

7. 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

8. 成果物等

次に掲げる成果物等について、Microsoft office製品を用いて、もしくはPDF形式で作成のうえ、紙面に印刷したものを指定した部数と、CD-R等に格納した電子データを1部納入すること。

なお詳細は本市と協議のうえ、提出する成果物の種類・内容・納入期日等を決定すること。また、受託者および本市で協議のうえ、別の成果物を作成することに合意が得られた場合は、成果物の名称および内容、納期などを決定して作成すること。

No.	成果物名称 (仮)	内容	部数	納入期限
1	業務計画書	4(2)に示す業務内容計画書。 業務概要、実施方針、業務行程、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制（緊急時含む）等を記載すること。	2部	契約締結後7日以内
2	温室効果ガス排出量動向の評価・分析報告書	4(2)①に示す報告書。	2部	契約後、協議により決定
3	重点対策施設省エネルギー診断報告書	4(2)②-1に示す報告書	各2部	契約後、協議により決定
4	市有施設省エネルギー等現状報告書	4(2)②-2に示す報告書	2部	契約後、協議により決定
5	省エネルギー等対策計画書	4(2)③に示す計画書	2部	契約後、協議により決定
6	温室効果ガス排出量削減ロードマップ	4(2)④および⑤で整理したロードマップ	2部	契約後、協議により決定
7	進捗管理の仕組み等についての提案書	4(2)⑥に示す提案書	2部	契約後、協議により決定
8	履行報告書	No. 1～7を一冊にまとめ、各ドキュメントの概要を記載した目次と各ドキュメントにインデックスを付したもの。	2部	平成31年2月14日まで

9. 成果品納品場所

新潟市役所環境部環境政策課

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所白山浦庁舎2号棟3階
担当 庭山、小林

10. 成果品の使用等

- (1) 成果品はすべて委託者の所有とし、受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法や文献等を使用した場合は受託者において著作権者の了解を得た上で、成果品にそのことを明示するものとする。

11. 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、完了検査終了後、請求に基づき一括で支払うものとする。

12. その他

- (1) 本業務の実施体制においては、地方公共団体実行計画（事務事業編）および地方公共団体カーボンマネジメント強化事業について十分な知識と経験を有する者を主担当者として配置すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。

- (3) 省エネルギー診断の実施にあたっては、新潟市グリーン調達推進方針で定める基準を満たすこと。
- (4) 今後、新たに国や県より当事業を進めるにあたって関係する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (5) 受託者は本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、新潟市個人情報保護条例(平成13年条例第4号)を遵守し、事業の実施に際して知り得た情報等については、契約期間中及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかに本市と受託者間でその都度協議の上、決定するものとする。
- (7) 本業務の実施により知り得た一切の事項については、契約履行中はむろんのこと、契約履行後も秘密を厳守すること。
- (8) 本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存をするものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様のレベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった(契約解除等)